

各中核市 保健福祉主管部長 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公印省略)

旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等に関する周知について（協力依頼）

日頃から大阪府の健康医療行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和6年10月18日付地保第2999号にて通知しておりましたが、令和7年1月17日の旧優生保護法補償金等支給法（以下「新法」という。）の施行を受けて、こども家庭庁より、同日付で通知がありましたので、別添1のとおり送付いたします。請求制度の変更に伴い支給対象者が拡大し、請求者の希望によりサポート弁護士を無料で活用できます。周知・広報及び資料保全について、適切にご対応をお願いいたします。

また、下記の広報物を送付いたしますので、手話相談が可能であることにご留意のうえ、窓口にてご活用いただき、サポート弁護士制度を含めた制度の周知及び本府の旧優生保護法補償金等支給担当窓口の案内等にご協力いただきますよう、お願いいたします。

そして、別添3のアンケート結果にて自治体の広報誌やお知らせによる効果が示されています。各市町村におかれましては、リーフレット配布等にとどまらず、ホームページ・広報誌への掲載、自治会や町内会などの地域コミュニティでの回覧、障がい福祉サービス受給者証交付事務等を通じた周知・広報についてもご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

加えて、こども家庭庁より、新法の個別通知に関して別添4のとおり周知依頼がありましたので、送付します。今後、市町村の御協力をいただくことが想定されますので、よろしく申し上げます。

なお、新法第24条第1項及び第3項において、地方公共団体は補償金等の支給手続等について十分かつ速やかに周知すること、障害の特性に十分に配慮することとされておりますので、何卒よろしく申し上げます。

第24条第1項 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者並びにこれらの者の遺族並びに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対し補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

同条第3項 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

<添付資料>

別添1：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）

別添2：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行を踏まえた、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）

別添3：旧優生保護法補償金等に係る周知広報について

別添4：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について

別添5：旧優生保護法補償金等支給法に関する広報物

- ・旧優生保護法補償金等リーフレット（通常版） 40部
- ・旧優生保護法補償金等リーフレット（分かりやすい版） 40部
- ・旧優生保護法補償金等ポスター（B2版） 1部

※別添5の現物については、順次発送させていただきます。

※在庫の範囲内で追加送付いたしますので、必要であればご連絡ください。

※広報紙へ掲載いただく場合は、掲載記事を情報提供いただきますようお願いいたします。

<照会先>

担 当 大阪府健康医療部保健医療室
地域保健課 母子グループ 角野・古田
電 話 06-6944-6711（内線）4699
F A X 06-4792-1722
E-mail chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp